

熊本県公報

第 1 1 6 5 2 号

平成 20 年 2 月 4 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○ "	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
公 告	
○換地処分	(農村整備課) 3
○ふるさと熊本の樹木登録解除	(自然保護課) 4
登 載 依 頼	
○熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器の借入りに係る一 般競争入札による落札者の決定	(警察本部情報管理課) 4
○熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令	(教育政策課) 4

告 示

熊本県告示第 88 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字堂ノ園 2801 番 2 地先から 同町柿迫字二重 3626 番 2 地先まで	前	8.4 ～ 65.0	215.0	迂回路 (歩道)
		八代市泉町柿迫字堂ノ園 2801 番 2 地先から 同町柿迫字二重 3626 番 2 地先まで	後	8.4 ～ 65.0	215.0	
		八代市泉町栗木字廣川間 5873 番 4 地先から 同町柿迫字二重 3644 番地先まで		3.6 ～ 10.0	267.4	
一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町 2346 番 1 地先から 同所 2421 番 1 地先まで	前	3.4 ～ 8.4	216.9	単道改

			後	10.0 ～ 15.4	210.0	
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字舟渡 783 番 2 地先から 同村大字四浦西字宮久保 1083 番 2 地先まで	前	3.0 ～ 14.3	747.0	単道改
			後	11.2 ～ 36.5	723.0	
一般県道	大宮地宮地 岳線	天草市新和町大宮地赤迫 3870 番 2 地先から 同所 3868 番 1 地先まで	前	5.3 ～ 6.1	88.5	災害防 除工事
			後	5.3 ～ 22.7	88.5	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 2 月 4 日

熊本県告示第 89 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	鹿本郡植木町大字内字北井川 1142 番 5 地先から 同町大字内字今宿 1437 番 1 地先まで	前	16.0 ～ 88.5	180.0	旧道移 管
		鹿本郡植木町大字内字北井川 1144 番 1 地先から 同町大字内字今宿 1437 番 1 地先まで		7.4 ～ 19.0	325.0	
		鹿本郡植木町大字内字北井川 1142 番 5 地先から 同町大字内字今宿 1437 番 1 地先まで	後	16.0 ～ 88.5	180.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 2 月 4 日

熊本県告示第 90 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創健	平成 20 年 1 月 23 日

熊本県告示第 91 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創健	平成 20 年 1 月 23 日

熊本県告示第 92 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創健	平成 20 年 1 月 23 日

熊本県告示第 93 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 801 番地 2	株式会社創健	平成 20 年 1 月 23 日

熊本県告示第 94 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡 1525 の 1、1525 の 10 から 1525 の 13 まで
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 70 号

県営白水白川地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 71 号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和 55 年 5 月 22 日熊本県告示第 419 号）第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	名 称	樹 種	所 在 地
224	毘沙門堂のしだれ桜	しだれざくら	上益城郡御船町大字滝尾字下梅木

登 載 依 頼**熊本県警察本部告示第 2 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 12 月 12 日
- 4 落札者の名称及び所在地
NEC リース株式会社
熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額（月額）
2,296,350 円（うち消費税額及び地方消費税の額 109,350 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 11 月 2 日

熊本県教育委員会訓令第 1 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 2 月 4 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会電子署名規程（平成 17 年熊本県教育委員会訓令第 2 号）中の表を次のように改正する。

第 1 条	知事の事務局	本庁、地方機関及び県立学校
第 4 条第 2 項	総務部長	教育長
第 5 条第 5 項	本庁各課（総室・室・センター） 長及び各地方出先機関の長	本庁各課長、各地方機関の長及 び各県立学校の長
第 6 条第 1 項	熊本県文書規程（昭和 34 年熊本 県訓令甲第 19 号）	熊本県教育庁文書規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号）
第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、 第 10 条、第 11 条、第 1 号様式、 第 2 号様式	私学文書課長	教育政策課長

附 則（平成 20 年熊本県教育委員会訓令第 1 号）
この訓令は、平成 20 年 2 月 4 日から施行する。